

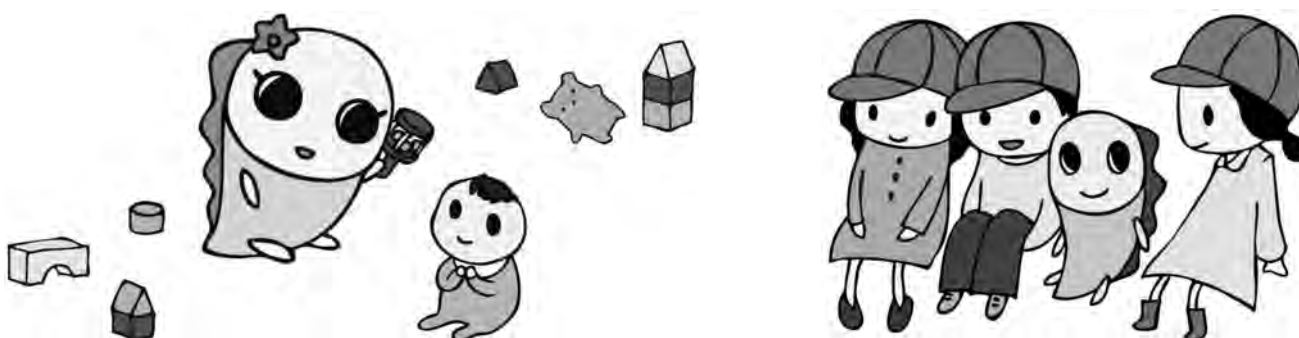
平成27年4月入所 申込み用

平成26年10月

【平成27年5月以降の利用申込み用は、平成27年3月初旬発行予定です。】

保育施設利用のご案内

- ◆新たに保育施設を利用したい保護者の方へ
- ◆利用している保育施設を変更したい保護者の方へ



- 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まることになっており、全ての認可保育所は新制度の対象施設になります。
- 新制度に基づき、主に0歳から2歳の乳幼児に対する保育事業として、新たに「地域型保育事業」が創設されます。
- これらの保育施設等を利用する場合は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- この冊子は、「保育の必要性の認定」と「保育施設の利用」に関する手続き等をご案内しています。

★平成27年4月入所の申込締切日は、11月28日(金)までです。

平成27年4月入所

【受付期間】

- 平成26年11月6日(木)～11月28日(金) 厳守
土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時

【受付場所】 区役所保育課・福祉事務所

【休日受付】 臨時受付窓口を区役所1階に開設

- 平成26年11月15日(土)・22日(土)
午前9時から午後4時

《申込み・問い合わせは保育課へ》

杉並区 保健福祉部 保育課 保育相談係
(区役所 東棟3階6番窓口)

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1

☎ 代 表 3312-2111

☎ ダイヤルイン 5307-0657





◆はじめに

保育施設の種類	1
1 保育の必要性の認定について	2
2 認定申請・利用申込みから利用が決まるまで	4
3 必要書類チェックリスト	5
4 申込みにあたっての注意事項	6
[1] 平成27年4月入所保育施設クラス編成	
[2] 出産予定の方の申込み（仮受付）	
[3] 障害や発達の遅れなど個別の支援が必要なお子さん、通院中のお子さんの申込み	
[4] 育児休業取得中の方の申込み	
[5] 重要な注意事項	
5 利用調整会議の調整基準について	8
6 認可保育園	12
[1] 園一覧	
[2] 保育施設計画	
[3] 開所時間	
[4] 延長保育について（満1歳から）	
[5] 保育園の利用期間・退園・休園	
[6] 保育料（利用者負担額）について	
[7] 保育料（利用者負担額）の減額	
[8] 保育料（利用者負担額）徴収基準表	
7 認定こども園	21
8 地域型保育事業	21
9 その他の保育事業	22
[1] 区立子供園	
[2] 杉並区保育室	
[3] 家庭福祉員（保育ママ）・家庭福祉員グループ	
[4] グループ保育室	
[5] 認証保育所	
10 認証保育所等保育料補助制度	27
11 Q & A（よくあるご質問）	29

● はじめに ●

保育施設は、保護者が働いていたり、病気などの理由により、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

杉並区内には、以下の保育施設があります。

保育施設の種類

名称	内容
区立・私立 認可保育所	国が定めた設置基準を満たし、保護者が仕事や病気などの理由により、家庭内でお子さんの保育ができない場合に、保護者に代わって保育を提供する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。区が設置・運営する区立保育園と社会福祉法人などが運営する私立保育園があります。
認定こども園	0～5歳のお子さんを対象に、保育所と幼稚園両方の利点を生かし、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設です。
区立子供園 (長時間)	区立幼稚園を転換し、区独自に設置した幼保一体化施設です。
小規模保育所 (東京スマート保育)	新制度に基づき、新たに区が認可を行う地域型保育事業です。19人以下の少人数で、満3歳未満のお子さんが対象になります。
区保育室	待機児童対策の一貫として整備した区独自の保育施設です。
家庭福祉員・ 家庭福祉員グループ	資格を持つ保育経験者が、自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で保育を行います。
グループ保育室	資格を有する区民のグループが区の施設の一部で保育を行う施設です。
認証保育所	主に0歳から5歳までの乳幼児を対象に、民間事業者が東京都の認証を受け、運営する保育施設です。
認可外保育施設 (ベビーホテル)	民間事業者や個人が設置運営する保育施設で、東京都に届出がされた施設です。

【おねがい】

「保育施設利用のご案内」は、保育施設の利用申込手続きや必要な書類について掲載しています。利用を希望される方は、よくお読みになりお申込みください。入所した後の諸手続きについても記載されていますので、大切に保管してください。

※この冊子は、平成26年10月現在での情報を記載しています。

「子ども・子育て支援新制度」による保育の必要性の認定や施設の利用手続きについては、今後、国からの通知等により変更になる場合があります。保育料（利用者負担額）など検討中の項目もあるため、内容が決まり次第、区ホームページ等で改めてお知らせします。

1 保育の必要性の認定について

- 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用するためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 以下の保育施設を利用する場合も、「保育の必要性の認定」を受けていることが利用条件となります。

【区保育室・区立子供園・家庭福祉員(家庭福祉員グループ)・グループ保育室】

※ 「保育の必要性の認定」は、保育の必要性の有無を判定するものであり、
保育施設の利用の可否を決定するものではありません。

(1) 認定の内容

「保育の必要性の認定」は、保護者からの申請に基づき、区が認定します。認定区分は下表の3つであり、保育施設を利用できるのは2・3号認定となります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設等
1号認定	3～5歳の就学前の子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定	3～5歳で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	認定こども園 保育所
3号認定	0～2歳で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	認定こども園 保育所 地域型保育事業

* 2・3号認定を受けた場合、保護者の就労形態など（フルタイム就労かパートタイム就労かなど）に応じ、保育標準時間または保育短時間のどちらかの保育の必要量となります。

保育の必要量

- 保育標準時間…… 1日最大11時間の中で必要となる時間利用可能
- 保育短時間…… 1日最大8時間の中で必要となる時間利用可能

* 週30時間以上の就労は保育標準時間、月48時間以上で週30時間未満の就労は保育短時間とする予定です。



(2) 保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育を必要とする事由

- 就労（1か月において48時間以上労働することを常態とすること）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として区が認める場合

(3) 認定の手続き

「保育の必要性の認定」の手続きは、「保育施設の利用」申込と同一の様式で受け付けします。

◎提出書類

- 支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書
- 添付書類（P.5の必要書類チェックリストをご確認ください）

◎提出場所

表紙やP.4に記載してある申込場所へお持ちいただくか、区役所保育課へ簡易書留で郵送してください。

(4) 認定証の交付

- ① 保護者からの申請を受け付けた後、区は「認定証」を発行します。
- ② 「認定証」は保育を必要とする事由ごとにその有効期間が定められており、最長で3年間有効です。
- ③ 「認定証」は、申請を受け付けてから30日以内に発行することとなっていますが、27年4月入所分については、審査事務を11月～12月に集中して行うことから、27年1月頃の発送となります。ご了承ください。
なお、必要とする事由に該当しない場合は、その旨の通知をお送りいたします。



2

認定申請・利用申込みから利用が決まるまで

◆平成27年4月入所

※募集人数などは、区ホームページと「広報すぎなみ」でお知らせする予定です。

支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書 提出

- 申込受付期間：平成26年11月6日(木)～11月28日(金) 9時～17時
 - * 締切日付近は大変混み合いますので、できるだけ早い時期にお申込みください。
 - * 11月15日(土)・11月22日(土) 9時～16時に臨時申込窓口を区役所1階に開設します。
 - * 郵送の場合は、11月21日(金)までに届くように送付してください。
 - * 障害児保育の申込受付期間は、11月6日(木)～11月17日(月)までです。
- 申込場所：保育課保育相談係、福祉事務所
- 調査：担当者が家庭(職場)訪問や、電話などで調査することがあります。

保育の必要性の審査

保育の必要性がない旨の
通知送付

「必要性あり」と認定された

利用調整(一次)

- 指数をもとに、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業→杉並区保育室の順番に利用調整を行います。(先着順、抽選ではありません。)

結果発表・認定証発送

- 内定の有無にかかわらず、1月29日(木)頃に結果のお知らせを送付します。この間のお問い合わせはご遠慮ください。
- 認定証を送付します。

内定

入れなかった

面接・健康診断

- 内定した保育施設で、面接と健康診断を受けていただきます。健康診断の結果、内定が取り消しになることがありますので、ご了承ください。

希望施設相談・変更受付

- 各施設の空き情報は、1月30日(金)から公表します。
- 最終の申込締切日は、2月6日(金)までです。

利用調整(最終)

- 利用調整の方法は、一次と同様です。

結果発表

- 2月26日(木)に結果発表を行います。

入れなかった

内定にいたらなかった方には、空きのある認可外保育施設をご紹介します。

◆認可保育園

- 区から利用決定の通知を送付します。

◆認定こども園・地域型保育事業

- 保護者が施設と直接、利用手続きを行います。

面接・健康診断

内定

《 郵送でもお申込みいただけます 》

郵送でもお申込みいただけます(各締切日必着)。書類記入漏れや同封漏れがないことをよくご確認ください。簡易書留で郵送してください。なお、申込書の未着や書類の同封漏れなどについては、一切責任を負いませんのでご注意ください。

●申込み宛先：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区 保健福祉部 保育課 保育相談係

3

必要書類チェックリスト

★提出していただいた書類は返却できません。コピー等が必要な場合は、事前にご自身で写しをお取りください。

状 況	書 類 名	父	母
必須書類です（認定、利用調整の際に使用）			
支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書			<input type="checkbox"/>
就労、就労内定の方	勤務(予定)証明書 *外勤の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	就労状況申告書 + 自営資料 *自営業(または内勤)の方 *仕事の内容、仕事量の分かるもの(請負契約書や受注票、 営業許可証、開業届など)、売上げが分かるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠、出産の方	母子健康手帳のコピー *表紙と出産予定日の記載されているページ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病、障害の方	医師の診断書または各種手帳等のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護、看護の方	介護状況申告書・介護にかかわる関係書類 + 医師の診断書等 *介護保険・被保険者証のコピー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧の方	罹災、被災証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動の方	求職活動をしていることが確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学の方	在学証明書、入学許可証、カリキュラムなど	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待・DVの方	事由に該当することが確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	事由に該当することが確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
該当する方は下記の書類が必要です（利用調整の際に使用）			
平成26年1月1日現在、杉並区にお住まいでなかった方	平成26年度(平成25年中)住民税課税(非課税)証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
昨年、収入がなかった場合	年間収入申告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お子さんを他の保育施設・保育者に預けている場合	受託証明書		<input type="checkbox"/>
65歳未満の祖父母で区内あるいは隣接した区に居住し、保育にあたれない理由がある場合	保育にあたれない理由が確認できる書類 例：勤務(予定)証明書、診断書、介護にかかわる関係書類 + 介護手帳のコピーなど	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
障害やアレルギー、その他の疾病で通院中のお子さんの申込みの場合	診療情報連絡票	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ひとり親の場合	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保護者が、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、申込み要件が就労・就学の場合	手帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外国籍で永住権がない場合	在留資格を証明する書類 例：在留カードのコピーなど	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
杉並区外に住民票があり、杉並区に転入予定の方が申込みの場合	売買契約書または賃貸借契約書 + 転入に関する確認書		<input type="checkbox"/>
区立保育園の延長保育を希望する場合	延長保育申込書		<input type="checkbox"/>
その他、保育課から必要と認められた場合	申込日現在、最新の源泉徴収票あるいは確定申告書(第一表および第二表)のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*各書類の記入例については……杉並区役所HP → 保育ホットナビ → 申請書ダウンロードサービス → 記入例でもご確認ください。

*太字の資料については、区指定の書式でご提出ください。

●勤務(予定)証明書は、必ず事業主から証明を受け、原本を提出してください。また、記入内容について、勤務先等に確認をすることがあります。

●就労内定(予定)で入園した場合は、入園後、改めて勤務証明書を提出していただきます。

4 申込みにあたっての注意事項

[1] 平成27年4月入所保育施設クラス編成

クラス	認可保育所	地域型保育所
	生 年 月 日	
0歳児クラス	平成26（2014）年4月2日～それぞれ下記誕生日まで <7週目以上> 平成27（2015）年2月18日生 <9週目以上> 平成27（2015）年2月4日生 <4か月以上> 平成26（2014）年12月1日生 <6か月以上> 平成26（2014）年10月1日生 <8か月以上> 平成26（2014）年8月1日生	
1歳児クラス	平成25（2013）年4月2日～平成26（2014）年4月1日生	
2歳児クラス	平成24（2012）年4月2日～平成25（2013）年4月1日生	
3歳児クラス	平成23（2011）年4月2日～平成24（2012）年4月1日生	
4歳児クラス	平成22（2010）年4月2日～平成23（2011）年4月1日生	
5歳児クラス	平成21（2009）年4月2日～平成22（2010）年4月1日生	

※ 5月以降に入所する場合の0歳児クラス……入園月の週数または月齢が基準となります。
 5月以降に入所する場合の1～5歳児クラス……上の表と同じです。

[2] 出産予定の方の申込み（仮受付）

平成26年11月6日～27年2月18日に出産予定の方で、平成27年4月からの利用を希望される方は申込みの仮受付をします。母子健康手帳の表紙と出産予定日のページのコピーが必要です。

出産後は、速やかに保育課保育相談係へ連絡し、必要書類を提出してください。

* 受付期間は4月の受付期間と同様です。

【対象児童】 7週目施設……平成27年2月18日までに生まれるお子さん

9週目施設……平成27年2月4日までに生まれるお子さん

[3] 障害や発達の遅れなど個別の支援が必要なお子さん、通院中のお子さんの申込み

障害や発達の遅れなど気になる症状がある、その他疾病等で通院中などのお子さんについては、以下の手続きが必要です。

- ① 申込みの際にお子さんの状況について詳しくお聞きした上で、お子さんの状況により、通所している施設等の所見やかかりつけの医師から診療情報（所定の様式）を提出していただきます。
- ② 聞き取りや書類提出などにより、特別な配慮を要する保育が必要であると思われるお子さんについては、申込み後、保育園で保護者と一緒に体験保育（3日程度）などを受けていただきます。
- ③ 提出書類や体験保育の結果などをもとに、集団保育の可否や特別な配慮を要する保育が必要であるか否か会議で認定したのち、利用調整の対象になります。

* 認定を行う会議の開催時期によっては、利用調整をお待ちいただく場合があります。

* 障害児指定園では3～7名まで、その他の区立園では可能な範囲で2名まで、認定されたお子さんを受け入れています。

◆4月入所の受付期間は、11月6日(木)～11月17日(月) までです。

【4】 育児休業取得中の方の申込み……入所月中に復職することが条件です

- ① 育児休業を取得している場合は、入所月中に休業前と同じ勤務条件で育児休業を認めていた会社に復職することが入園の条件です。
 - ② 入所後、復職証明書を提出してください。 ※復職証明書は入所月の翌月までにご提出ください。
 - ③ 入所月中に復職していないことが判明した場合、あるいは、派遣労働で育児休業を取得中の方が派遣元の変更があった場合には就労内定の扱いとなり、内定の取り消しや退所になる場合があります。
- * 転園をする場合も、上記の条件と同様です。
* 入所児童の弟や妹の育児休業を取得している方も、上記の条件と同様です。

【5】 重要な注意事項

① 希望施設の選び方

- 希望の保育所は空き状況に左右されず、通える範囲で最大5か所まで記入することができます。
- 入所直後の転園は受け付けできません。
- 0歳児クラスについては、入所希望月の初日に各施設の受入可能な月齢を満たしていなければ希望できません。
- 保育施設は見学ができます。(事前連絡が必要です)
お子さんに合った施設を選んでいただくためには、事前に見学をお勧めします。
特に私立保育園は各園によって保育方針等が異なりますので、必ず見学し、保育内容を確認して申込むようお願いいたします。

② 兄弟でのお申込み

兄弟で同時にお申込みをする場合、同じ保育施設のみを希望するのか、また、一人だけの入所でも希望するのかを必ずご記入ください。(支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書)

③ 杉並区以外の保育施設を希望する場合(認可保育所のみ)

- 杉並区民が、杉並区外の保育園を希望する場合は、杉並区保育課保育相談係にお申込みください。
- 申込みの際は、事前に申込みする保育園がある市区町村に、(ア)申込み要件の有無、(イ)申込み締切日、(ウ)必要書類、(エ)空き状況等をご確認ください。また、申込みする自治体へ転入予定のない方は、自治体により一定の受入制限がありますので、事前にご確認ください。
- 転出を伴う申込みの場合、転出後に転出先市区町村民として改めての申込みが必要ですので、ご注意ください。

④ 区外にお住まいの方で杉並区の保育施設を申込む場合(認可保育所のみ)

- 利用申込みの窓口は、申込日現在お住まいの市区町村です。
- 申込みの期限は、杉並区の締切日です(「平成27年度4月入園の締切日」までに杉並区に書類が届くように、余裕をもってお申込みください)。
- 杉並区に転入の方は、以下の書類をお住まいの区市町村に提出してください。転入後、杉並区民として、改めての申込みが必要です。
 - (ア) 申込書等
 - (イ) 住むことが確認できる書類として売買契約書または賃貸借契約書のコピー
 - (ウ) 転入に関する確認書(区HPからダウンロードできます)
- 杉並区に転入予定のない方は、一定の受入制限がありますので、必ず申込前にお問い合わせください。

5

利用調整会議の調整基準について

保育所の入所は、利用調整会議で判断します。提出された書類等によって確認した内容に基づき、「家庭で保育できない状況」を以下の表の点数にあてはめたものを「指数」と呼びます。原則として両親の「指数」を合算し、「指数」が高いほど保育所を必要とする度合いが高いと判断します。

※今後、国からの通知等により、取扱いが変更になる場合があります。変更があった場合には、区ホームページ等でお知らせします。

◎利用調整基準表（指数）

〈平成27年4月入園から適用〉

No.	事由	保護者の状況		指数	備考
1	居宅外就労	月20日以上	8時間以上の就労常態	20	
			7時間以上8時間未満の就労常態	18	
			6時間以上7時間未満の就労常態	16	
			4時間以上6時間未満の就労常態	14	
		月16～19日	8時間以上の就労常態	18	
			7時間以上8時間未満の就労常態	16	
			6時間以上7時間未満の就労常態	14	
			4時間以上6時間未満の就労常態	12	
		月12～15日	8時間以上の就労常態	16	
			7時間以上8時間未満の就労常態	14	
			6時間以上7時間未満の就労常態	12	
			4時間以上6時間未満の就労常態	10	
		交代制勤務等 (週3日以上就労)	週40時間以上の就労常態	20	
			週35時間以上40時間未満の就労常態	18	
			週30時間以上35時間未満の就労常態	16	
			週20時間以上30時間未満の就労常態	14	
週16時間以上20時間未満の就労常態	12				
		週12時間以上16時間未満の就労常態	10		
2	居宅内就労	自営業	中心者	8時間以上の就労常態	20
				7時間以上8時間未満の就労常態	18
			協力者	6時間以上7時間未満の就労常態	16
				4時間以上6時間未満の就労常態	14
			中心者	8時間以上の就労常態	18
				7時間以上8時間未満の就労常態	16
			協力者	6時間以上7時間未満の就労常態	14
				4時間以上6時間未満の就労常態	12
		内職	週3日以上	8時間以上の就労常態	14
				7時間以上8時間未満の就労常態	12
				6時間以上7時間未満の就労常態	10
				4時間以上6時間未満の就労常態	8
3	就労内定	月20日以上	8時間以上の就労常態	16	
			7時間以上8時間未満の就労常態	14	
			6時間以上7時間未満の就労常態	12	
			4時間以上6時間未満の就労常態	10	
		月16～19日	8時間以上の就労常態	15	
			7時間以上8時間未満の就労常態	13	
			6時間以上7時間未満の就労常態	11	
			4時間以上6時間未満の就労常態	9	
		月12～15日	8時間以上の就労常態	14	
			7時間以上8時間未満の就労常態	12	
			6時間以上7時間未満の就労常態	10	
			4時間以上6時間未満の就労常態	8	

No.	事由	保護者の状況	指数	備考	
4	不存在	死亡・離婚・遺棄・拘禁等	20		
5	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難な状態	8		
6	疾病	長期入院（1か月以上）	20		
		常時臥床 ^{がしやう} ・感染性疾患	20		
		精神性疾患	精神障害者保健福祉手帳1・2級程度		20
			上記以外の程度		16
		長期安静（1か月以上）を要する状態又は週3日以上通院・加療をしている状態	12		
上記以外の一般療養	8				
7	心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1・2級	20		
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級	16		
		身体障害者手帳4級	12		
8	介護・看護	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護4・5の高齢者 ●身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1・2度	20		
		日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護3の高齢者 ●身体障害者手帳3級 ●愛の手帳3・4度	16		
		病院等付添い（週4日以上）	16		
		上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる状態	12		
9	災害復旧	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な状況	20		
10	求職活動 (起業準備を含む)	早急に就職しなければならない状況	7		
		上記以外の状況	1		
11	就学・ 職業訓練	職業訓練校、就労を目的とした専修学校・大学・大学院（就学期間6か月以上）	18	※「就労を目的とした専修学校・大学・大学院」とは、卒業が国家資格取得の要件又は国家資格取得試験の受験資格となる学校をいう。 ※通信教育は対象外	
		職業訓練校、就労を目的とした専修学校（就学期間6か月未満）	15		
		大学・大学院	12		
		その他就学	8		
12	その他	特に区長が必要と認めた状態	20		
		その他、保育が必要と認められた状態	1		

※就労時間には1時間以内の休憩を含みます。

※育児・介護休業法に基づく「育児休業」を取得している場合は、休業前の就労日数及び就労時間により、No.1 居宅外就労の指数を適用します。

※No.1 居宅外就労で、時間短縮勤務制度取得の場合は、通常勤務時の勤務時間の指数で選考します。ただし、1日あたりの時間短縮（実働4時間以上の就労状態）に限ります。

◎調整指数

No.	条 件	指数	備 考	
1	生活保護世帯 認定事由が就労又は就労内定の場合	2	※利用申込み及び区外の保育所又は認定こども園（保育利用に限る）からの転園申込み時のみ適用	
2	ひとり親世帯	65歳未満の同居人がいない場合	※利用申込み及び区外の保育所又は認定こども園（保育利用に限る）からの転園申込み時のみ適用 ※同居には、別世帯であっても同一敷地内の建物（集合住宅含む）居住の場合を含む。	
3		上記に準ずる場合（離婚調停中・行方不明）		
4		65歳未満の同居人がいない場合で、就労内定の証明（月20日以上）が提出されているとき		
5	65歳未満の同居人がいない場合で、就労内定の証明（月16～19日）が提出されているとき	3		
6	障 害 保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかに該当し、認定事由が就労又は就学・職業訓練の場合	1		
7	兄弟姉妹等	未就学児が3人以上いる世帯の場合（利用希望月現在）	1	
8		双子以上が同時に同じ保育所、認定こども園及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下「保育所等」という。）の利用を申し込む場合	1	
9		兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している保育所等を第1希望で利用を申し込む場合	1	※第1希望の保育所等のみ適用
10		兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している保育所等利用の変更を申し込む場合	1	
11	卒 園 年齢上限がある保育所（地域型保育事業を含む。）を卒園し、引き続き区内の保育所等の利用を申し込む場合	4	※利用を希望する保育所等を3か所以上申し込んでいる場合に適用 ※地域型保育事業の卒園児童は平成28年4月1日入所から対象とする。	
12	認可外保育等	認定事由を理由として、区保育室・認証保育所・小規模保育所・認可外保育施設・家庭福祉員・ベビーシッター（3親等以内の親族以外の個人含む。）・認定こども園・幼稚園・区立子供園に1日4時間以上かつ1か月12日以上、有償かつ月ぎめで申込み児童を預けている状態で、利用調整会議開催月の初日現在で2か月以上の実績が確認できる場合	1	※求職活動（起業準備を含む。）中及び育児休業中を除く ※平成24年10月1日以降に区民になった場合は、転入日が月の初日であるときは当月から、月の途中であるときは翌月から実績を起算する。 ※平成27年4月1日以降に認定こども園又は地域型保育事業を利用開始した場合は、平成27年4月1日以降の期間を除く。 ※No.12は平成28年4月入所の利用調整から廃止する。
13		上記実績が6か月以上の場合	2	
14		上記実績が1年以上の場合	3	
15		上記実績が1年6か月以上の場合	4	
16	再 入 所 区内の保育所の利用を、保護者の育児休業取得を理由として終了した児童が、当該育児休業明けに再度利用申請をする場合（利用を終了した月から利用開始希望月まで1年以上経過している場合のみ）	10	※当該育児休業が当該児童に係る場合を除く。 ※再入所申込み児童の弟妹にも適用する。	
17	児童福祉等の観点から特に調整が必要な場合	4	※虐待又はDVのおそれがある場合など社会的擁護が必要な場合等	
18	提出書類で、1か月以上の就労実績が確認できない場合	-2		
19	就労状況（日数・時間等）に対して就労（収入）実績に整合性がない場合	-2 -4	※状況に応じて段階的に減算	
20	親族が経営している事業に就労し、配偶者控除または扶養控除の対象者になっている場合	-2		
21	過去に入所選考時の入所要件（家庭・就労状況等）と利用開始後の状況が異なっていることが判明した場合又は利用期間中に違反行為が判明した場合	-5	※届出義務違反や書類未提出を含む。	
22	正当な理由がなく、納付期限経過分の保育料を滞納している場合（卒園児に係る保育料を滞納している場合を含む。）	-5		
23	保護者が区外に在住（転入予定者で転入先住所が確認できる書類を提出しない場合を含む。）し、かつ、区内に在勤し、又は在学している場合	-5		

※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。

2 調整指数は、保護者からの申込みに基づき、書類等で事実が確認できる場合に適用する。

3 No.6、No.18～No.20、No.23は保護者個人、No.12～No.15は児童、その他の項目は世帯で判定する。

4 No.1～No.6、No.12～No.15、No.19とNo.20は、それぞれ重複して適用しない。（重複して該当する場合は、高位の指数を適用する。）

5 No.1～No.17は、原則として申込み日現在、保護者及び申込み児童が杉並区に住民登録し、居住している場合に適用する。

【特例】

※認定こども園（保育利用に限る）又は地域型保育事業の利用者であって、当該認定こども園（保育利用に限る）又は地域型保育事業が認定・認可される日以前から継続して利用している者については、認可保育所への転園を希望する場合にその認定こども園（保育利用に限る）又は地域型保育事業の利用期間（認定こども園（保育利用に限る）又は地域型保育事業として認定・認可される以前の利用期間を含む。）に応じて調整指数No.12～No.15を適用する。

同一指数の場合の優先順位

- ① 申込み日現在、杉並区に住民登録し、現に在住している世帯
- ② 年齢上限がある区内の保育所等を卒園し、引き続き保育所等の利用を希望する児童
- ③ 障害児認定を受けている児童（障害児指定園を除く。）
※利用を希望する保育所が障害児の受入が可能な場合に適用
- ④ 基準指数の高い世帯
- ⑤ 利用申込み児童及び兄弟姉妹が利用する保育所等への利用の変更の申込み児童
- ⑥ 調整指数No.21又はNo.22に該当しない世帯
- ⑦ 利用開始希望月の前年の1月1日以前から杉並区に引き続き住民登録し、現に居住している世帯
- ⑧ 利用を希望する保育所等の希望順位が高い児童
- ⑨ 認定事由を有する期間（月数）が長い児童
※育児休業取得の場合は、復職日の属する月の翌月から算定
- ⑩ 過去に保育所の入所内定を辞退していない児童
※平成25年4月入所の辞退から適用
- ⑪ 経済的困窮度の高い世帯（保育料の階層区分がA・B階層に相当する世帯）
※必要な税資料が提出された場合に適用
- ⑫ 保育に協力可能な区内又は隣接区市在住の65歳未満の利用申込み児童の祖父母がいない世帯
※資料等で要件が確認できた場合に適用
- ⑬ 誕生月が12月～3月の利用申込み児童
※4月利用開始希望の1歳児の申込み児童に適用
- ⑭ 兄弟姉妹が同時に入所申込みをしている児童
- ⑮ 養育している児童（小学生以下）の人数が多い世帯
- ⑯ 杉並区に住民登録し、引き続き居住している期間（日数）が長い世帯
※保護者のどちらか長い期間を適用



6

認可保育園

〔1〕園一覧

	保育園名	所在地	電話	摘要	定 員					計	延長
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私	①杉並さゆり	高円寺北4-34-22	3337-1374	7週目以上	10	10	10			30	
	②杉並さゆり保育園 幼児分園	高円寺北4-33-1	5373-3530	3歳以上				10	20	30	
	③杉並の家保育園 浜田山駅前分園	浜田山3-35-38 ハイタウン浜田山1号館 2階	3313-3211	7週目以上	13	13				26	
	④杉並の家	浜田山4-31-5	3312-3737	2歳以上			14	14	28	56	
	⑤阿佐谷	阿佐谷北3-36-20	3338-9418	9週目以上	15	24	24	24	48	135	
	⑥アスクおぎくぼ	清水1-18-11	5311-5803	〃	6	20	20	20	34	100	
	⑦ういず 阿佐ヶ谷駅前	阿佐谷北1-15-3	5327-8622	〃	6	14	15	15	30	80	
	⑧佼成育子園	和田1-16-7	3381-0398	〃	9	30	36	40	80	195	
	⑨小学館アカデミー にしおぎ南	西荻南4-14-4	5336-6141	〃	6	10	16	16	32	80	
	⑩上水	高井戸東2-3-4	3333-8626	〃	22	36	50	50	100	258	
	⑪上水保育園 西荻分園	西荻北3-5-5-101	5303-8188	〃	12	15				27	
	⑫杉並大宙みたけ	上高井戸2-12-30	3334-6711	〃	9	15	18	18	36	96	
	⑬(仮称)杉並の家 第二※1	浜田山2-23-13	6379-7861	〃	6	12	12	15	30	75	
	⑭杉並ゆりかご	成田東1-18-8	3312-5851	〃	12	14	15	16	32	89	
	⑮Nicot 井荻	井草3-1-8 2階	5311-8650	〃	6	10	11	11	22	60	
	⑯野のはな 空のとりに	松庵1-9-33	3332-5345	〃	9	10	11			30	無
	⑰パピーナ本天沼	本天沼3-35-4	6913-8911	〃	6	10	12	15	30	73	
	⑱Picoナーサリ 久我山	久我山3-37-24	5941-3020	〃	3	10	18			31	
	⑲ピノキオ幼児舎 桃井	上荻4-29-15 さくら上荻ビル 2階	5303-2761	〃	6	10	12	13	26	67	
	⑳方南隣保館※2	方南1-4-7	3321-4815	〃	12	20	23	25	50	130	
	㉑むさしの	和田1-8-20	3383-1589	〃	15	22	22	27	54	140	
	㉒むさしの保育園 方南分園	方南1-51-2	3327-7552	〃	8	10	11			29	
	㉓頌栄	上荻3-15-12	3399-8585	4か月以上	6	8	8	8	16	46	無
㉔聖心	桃井2-24-18	3395-1005	6か月以上	9	10	10	11	22	62	無	
㉕アスクおぎくぼ 保育園天沼分園	天沼2-30-10	6383-7122	1歳以上		15	15			30		
㉖上水保育園 清水分園	清水3-22-11	6454-7011	〃		8	10	12	26	56		
㉗のはら	阿佐谷南1-14-8	5930-3236	〃		10	12	18	38	78		
公設民営	㉘荻窪北	荻窪5-17-8	3391-5171	9週目以上	11	13	16	18	40	98	
	㉙高円寺北	高円寺北2-32-7	3338-2110	〃	9	14	14	18	40	95	
	㉚高円寺南	高円寺南4-44-11	3315-1391	〃	12	18	22	30	60	142	
	㉛高井戸	高井戸西1-31-3	3332-0124	〃	11	14	16	18	36	95	
	㉜堀ノ内東	堀ノ内3-49-19	3315-7922	〃	12	12	18	18	36	96	

	保育園名	所在地	電話	摘要	定員							
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	延長	
区	③③阿佐谷東	阿佐谷南1-42-7	3314-4535	9週目以上	12	16	20	22	42	112	20	
	③④井荻	善福寺1-5-17	3399-7267	〃	12	15	15	17	34	93	18	
	③⑤永福北	永福4-25-4	3325-6761	〃	12	15	17	17	34	95	20	
	③⑥大宮	大宮2-16-16	3315-7283	〃	9	15	17	17	34	92	18	
	③⑦荻窪東	荻窪4-23-20	3220-1621	〃	9	10	12	14	30	75	20	
	③⑧高円寺東	高円寺南1-28-4	3316-1938	〃	12	16	20	21	42	111	18	
	③⑨下井草	下井草3-13-9	3394-4323	〃	12	14	20	21	42	109	20	
	④⑩松庵	松庵2-23-34	3332-1751	〃	9	16	20	21	42	108	20	
	④⑪中瀬	下井草4-25-10	3399-9150	〃	12	15	17	18	36	98	16	
	④⑫浜田山	浜田山4-18-31	3315-7811	〃 (障4)	12	15	17	18	36	98	25	
	④⑬宮前	宮前2-24-38	3333-1935	〃	12	16	17	17	34	96	18	
	④⑭阿佐谷北	阿佐谷北6-26-13	3337-9141	8か月以上(障5)	9	15	16	18	36	94	16	
	④⑮今川	今川3-3-18	3394-2831	〃 (障7)	9	14	17	17	34	91	18	
	④⑯永福南	永福2-6-12	3323-4151	〃	11	17	19	20	40	107	20	
	④⑰荻窪南	南荻窪2-25-17	3333-6988	〃	6	11	12	12	24	65	16	
	④⑱上井草	上井草3-8-7	3395-3648	〃	9	16	19	21	42	107	20	
	④⑲上荻	上荻1-20-13	3392-6742	〃	12	16	22	26	52	128	23	
	④⑳久我山	久我山5-8-8	3331-5141	〃	11 _{※3}	15	19	20	40	105	23	
	④㉑久我山東	久我山5-24-19	3333-7450	〃 (障5)	9	15	16	16	32	88	20	
	④㉒善福寺	善福寺2-26-18	3394-8961	〃 (障3)	9	15	18	18	36	96	20	
	④㉓高井戸東	高井戸東3-14-9	3304-9572	〃	11	16	17	17	34	95	23	
	④㉔堀ノ内	堀ノ内2-8-7	3313-7536	〃	11	16	17	18	36	98	16	
	④㉕本天沼	本天沼3-34-35	3395-3802	〃	9 _{※3}	15	16	17	34	91	18	
	立	④㉖阿佐谷南※4	阿佐谷南3-12-12	3398-2231	1歳以上	/	15	18	20	40	93	20
		④㉗天沼	天沼2-42-9	3398-2207	〃	/	16	19	22	44	101	20
		④㉘井草※5	井草2-15-15	3395-8257	〃 (障4)	/	14	18	20	40	92	23
		④㉙和泉	和泉4-16-22	3323-7249	〃	/	12	13	15	30	70	16
		④㉚大宮前	宮前5-19-8	3333-7609	〃	/	13	14	15	30	72	16
④㉛荻窪南		荻窪1-1-6	3398-9168	〃 (障7)	/	14	15	16	32	77	16	
④㉜四宮		上井草2-28-3	3390-5288	〃	/	13	14	16	32	75	16	
④㉝下高井戸※6		下高井戸3-31-11	3303-1221	〃	/	12	12	18	44	86	16	
④㉞杉並		成田東3-32-26	3313-7508	〃	/	14	15	17	34	80	16	
④㉟成田		成田東2-16-5	3315-6272	〃	/	15	16	16	32	79	16	
④㊱西荻北※4		西荻北2-27-18	3396-8427	〃	/	14	18	18	36	86	25	
④㊲西田※7		荻窪1-57-4	3398-1122	〃	/	12	12	16	32	72	16	
④㊳松ノ木		松ノ木2-33-6	3315-4534	〃	/	15	17	17	34	83	10	
④㊴馬橋		高円寺南3-16-14	3314-0287	〃	/	12	13	15	30	70	18	
④㊵和田		和田1-66-19	3382-5218	〃 (障7)	/	12	15	16	32	75	10	

(障) 障害児保育指定園…受入れ可能人数は、3～7名(計42名)です。その他の区立保育園でも可能な範囲で2名まで受入れています。

- ※1 杉並の家第二保育園は、杉並の家保育園浜田山第二分園が本園に移行するため、名称変更し、定員を75名に変更します。
- ※2 方南隣保館保育園は改築により定員を130名に変更します。
- ※3 久我山保育園は平成25年4月から、0歳児の募集人数を6名に変更しています。本天沼保育園についても平成26年4月から、0歳児の募集人数を6名に変更しています。
- ※4 阿佐谷南保育園は耐震補強工事により、0歳児保育室を撤去したため、0歳児の募集はしません。また、1歳児の待機児対策として、受入枠を確保するため、西荻北保育園は当面の間、0歳児を募集しません。
- ※5 井草保育園は、0歳児クラスを転用して障害児指定園に移行したため、0歳児クラスの募集は行いません。
- ※6 下高井戸保育園は建替工事のため、平成26年4月～平成28年3月まで下高井戸4-19-26に仮園舎を設置し、保育を実施します。それに伴い、仮園舎での受入定員数を変更しています。
- ※7 西田保育園は平成27年度の1歳児が卒園する平成31年度末で閉園となります。

■平成26年12月に開所予定の認可保育園

保育園名	所在地	電話	摘要	定員						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	延長
(仮称) 明愛保育園	和田1-61	未定	9週目以上	3	15	24	/	/	42	無

■平成27年4月に開所予定の認可保育園

保育園名	所在地	電話	摘要	定員						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	延長
(仮称) まなびの森保育園 荻窪	荻窪4-11	未定	9週目以上	6	12	18	18	36	90	
(仮称) ペネツセ杉並 和泉保育園	和泉2-32	未定	1歳以上	/	10	13	13	28	64	
(仮称) ココファン・ナーサリー ももい	桃井4-7	未定	9週目以上	6	10	10	18	36	80	
(仮称) グローバルキッズ荻窪保育園	阿佐谷南3-13-8	未定	〃	9	14	16	17	34	90	
(仮称) ういず成田東保育園	成田東3-17-33	未定	〃	6	9	10	11	24	60	
(仮称) アスク西荻南保育園	西荻南1-6	未定	〃	6	10	11	11	22	60	
(仮称) 日生永福町駅前保育園 ひびき	永福2-54-8	未定	1歳以上	/	10	12	16	32	70	
(仮称) ひのまるキッズガーデンナーサリー	荻窪5-17-15	未定	〃	/	10	12	21	/	43	無



[2] 保育施設計画

◆園舎の改築（改修）等について

区及び私立保育園の設置者は、園舎の老朽化等により必要に応じて改築（改修）を計画・実施しています。改築（改修）の規模等によっては、お子さんの在園中に現在の所在地と異なる場所に仮園舎を設置し、一定期間保育を実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

●「区立施設の再編整備」に伴う区立保育園等の改築予定

区は、平成26年3月に「杉並区立施設再編整備計画（第一期）」と5カ年の「第一次実施プラン」を策定し、今後も増加が予測される保育需要に的確に対応した保育施設の整備を図ることとしています。老朽化した区立保育園等については計画的な改築を進めることとし、改築時の仮園舎は国有地等の活用を含めて設置場所を検討し、複数の施設の改築に有効利用する計画としています。

区立保育園・子供園の改築は以下のとおり予定しています。他の保育園についても順次改築を進めていきます。

施設名	改築実施予定（仮園舎での保育）
下高井戸保育園	平成26年3月 ～ 平成28年2月頃
馬橋保育園	平成28年夏頃 ～ 平成29年度末
阿佐谷南保育園	平成28年秋頃 ～ 平成30年夏頃
高円寺東保育園	平成29年夏頃 ～ 平成30年度末
阿佐谷北保育園	平成30年度
杉並保育園	平成30年夏頃（移転）
下高井戸子供園	平成28年3月末 ～ 平成29年秋頃

※各施設の改築等の詳細については、決まり次第、区ホームページ等でお知らせします。

◆指定管理者制度の導入・民営化について

区では、保育園運営の効率化を図るとともに、民間のノウハウを活用して区民ニーズに対応した多様な保育サービスを提供できるよう、区立保育園運営への指定管理者制度の導入や民営化を進めています。これまでに、5園の運営を指定管理者制度に移行し、1園を民営化しました。

今後、下高井戸保育園及び馬橋保育園の改築に合わせ、指定管理者制度の導入等を図るとともに、その他の区立保育園についても、施設の改築等に合わせてこれらの手法の導入を検討していく予定です。

また、これまでの計画にあった西田保育園の民営化計画については、なお増加する保育需要に既存の資源を最大限活用して対応を図る観点から、荻窪団地北側用地に私立の認可保育所を設置した以降も、当面、現園舎での運営を継続します（平成28年4月開所予定の新設園設置に合わせ、段階的に新たな入園児の募集を停止し、平成27年度の1歳児クラスの児童が卒園する平成31年度末で廃止する予定です）。

◆保育施設整備計画について

区では、保育の待機児童ゼロを実現し、安心して子どもを預け働けることができるよう、今後とも着実な保育施設の整備を進めていきます。

[3] 開所時間

保育園の開所時間は、下表のとおりです。また、日曜・祝日と年末年始は休園します。

入園後しばらく（1週間程度）は、なれ保育（保育園になれるための短時間保育）を行います。

	保 育 園 名	開所時間	延長保育時間			
区立	全園	7時30分～18時30分	18時30分～19時30分			
公設民営	堀ノ内東保育園	7時30分～18時30分	18時30分～19時30分			
	高井戸保育園		18時30分～20時30分			
	高円寺北保育園					
	高円寺南保育園					
	荻窪北保育園		18時30分～21時30分			
私立	佼成育子園	7時～18時	18時～19時			
	杉並の家保育園		18時～20時			
	杉並の家保育園 浜田山駅前分園					
	(仮称) 杉並の家 第二保育園					
	むさしの保育園					
	むさしの保育園 方南分園					
	アスクおぎくぼ保育園					
	アスクおぎくぼ保育園 天沼分園					
	ういず阿佐ヶ谷駅前保育園					
	(仮称) ベネッセ杉並和泉保育園					
	(仮称) ココファン・ナーサリー ももい					
	(仮称) ういず成田東保育園					
	(仮称) アスク西荻南保育園					
	(仮称) 日生永福町駅前保育園 ひびき					
	方南隣保館保育園			7時15分～18時15分	18時15分～19時15分	
	上水保育園				18時15分～20時15分	
	杉並ゆりかご保育園					
	杉並さゆり保育園			7時30分～18時30分	18時30分～19時30分	
	杉並さゆり保育園 幼児分園					
	のほら保育園					
	上水保育園 清水分園					
	杉並大宙みだけ保育園					
	パピーナ本天沼保育園					
	ピノキオ幼児舎 桃井保育園					
	Pico ナーサリー 久我山					
	上水保育園 西荻分園					18時30分～20時30分
	阿佐谷保育園					
小学館アカデミー にしおぎ南保育園						
Nicot 井荻保育園						
(仮称) まなびの森保育園 荻窪						
(仮称) グローバルキッズ荻窪保育園						
聖心保育園						
野のはな空のとり保育園						
頌栄保育園						
(仮称) 明愛保育園						
(仮称) ひのまるキッズガーデンナーサリー	8時00分～19時00分					

[4] 延長保育について（満1歳から）

延長保育とは、延長保育実施園に入園中のお子さんを、園ごとの定員の範囲内で保育時間を延長してお預かりする制度です。入園とは別にお申込みが必要です。なお、延長保育時間は、保育園により異なります。「開所時間」及び「保育園一覧」をご覧ください。

① 区立保育園

区立保育園では、延長保育が必要な方のために、調整により利用者を決定する「月ぎめ延長保育」と1回ずつご利用いただく「延長スポット保育」の2つの制度があります。

●月ぎめ延長保育

利用調整と同じように、申込みにより利用者の調整を行います。

【対 象】 杉並区在住の満1歳以上のお子さんで、1か月に10日以上延長保育を必要とする方

【申 込 期 限】 入園の申込みと同じです。

【申 込 方 法】 「区立認可保育園延長保育申込書」と勤務(予定)証明書(父母各1部)をご提出ください。
(締切日保育課必着)。

【延長保育料】 保育料とは別に月ぎめ延長保育料がかかります。

●延長スポット保育

月ぎめ延長保育とは違い、利用者の調整は行いません。各園の延長保育に空きがある場合、1日単位で利用できます。事前に保育園で利用券を購入し、利用希望日を保育園に予約のうえ、ご利用ください。料金は1回500円です。なお、1か月の利用料金の上限は、お子さん1人につき4,000円です。9回以上利用した場合も同額です。

② 公設民営保育園・私立保育園

延長保育の申込み・利用の決定・延長保育料の徴収は各園で行います。詳しくは、各園に直接お問い合わせください。(対象年齢：公設民営は満1歳から、私立園は各園により異なります)

入園決定後の手続きとなります。延長保育定員の空き状況によっては、すぐに利用できない場合があります。



【5】 保育園の利用期間・退園・休園

※今後、国からの通知等により、取扱いが変更になる場合があります。変更があった場合は、区ホームページ等でお知らせします。

① 保育の利用期間

● 保育園の利用期間は、お子さんが小学校に入学する年齢に達する年の3月末までのうち、保護者が保育を必要とする期間ですが、以下の事由により異なります。

- (例) 「就 労」……………就学前までの保育を必要とする期間
「妊 娠・出 産」……………5か月以内(出産(予定)月とその前後2か月間)
「疾病、介護、災害」……………各事由が終了する期間
「就 学」……………在学期間
「求 職」……………入園日から90日間

また、保育利用期間満了後に、入所時とは異なる事由で引き続き通園を希望する場合(出産要件満了後に仕事につくため等)は、新たな支給認定申請及び利用申込みが必要です。ただし、利用調整会議の結果、引き続き入所できない場合もあります。

② 継続通園手続き

- 年度ごとに1回、翌年度の継続通園の必要性(要件)を確認するための書類の提出が必要です。
- 入所中に家庭の状況(転職、転居、出産など)が変わるときには、必ず「変更届」を提出してください。

③ 休園

休園は、最長で2か月です。また、休園中も保育料がかかります。必ず、事前にご連絡ください。

④ 退園

- 保育園を退園する場合は、早めに退園届を提出してください。
- 申込み時の入所要件がなくなった場合には、退園となります。
- **区外に転出**するときは、早めに退園届を提出してください。転入先の市区町村において、手続きをした場合は、年度末まで継続して杉並区内の保育園に通園できます。ただし、入園から3か月以内に転出した場合は、転出後3か月までの通園となります。翌年度以降も通園を希望する場合は、0～3歳児クラスについては、保護者のいずれかが杉並区に在勤・在学していることが必要です。必要な手続きがありますので、保育課保育相談係にお問い合わせください。

【6】 保育料(利用者負担額)について

◆ 「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、保育料は変更となる予定です。予定されている保育料の主な変更点は、次のとおりです。

- 「応能負担(保護者の所得に応じた負担)」の原則に基づき、国が定める基準額を上限として、保育料の算出基準がこれまでの所得税額から住民税(特別区民税)額に変わります。
- 「保育標準時間」と「保育短時間」の保育の必要量に応じて、2区分の保育料が設定されます。
- 保育料の決定時期が、4月と9月頃の年2回になる予定です。

◆ 区では現在、国の動向を注視しながら保育料額や階層等について検討を進めています。内容が決まり次第、広報・ホームページ等でお知らせします。

① 区立・私立・公設民営保育園の保育料は同じです。

② 保育料は、1か月単位でかかります。原則として月の途中で退園されても1か月分の保育料を納めていただきます。月ぎめ延長保育料も同様です。

③ 保育料を滞納した場合は、延滞金を加算します。また、給与等を差押さえたり、退園していただくことがありますので、納期限内の納付をお願いします。

④ 保育料は、口座振替でお支払いください。

*すでに兄弟姉妹が認可保育園・杉並区保育室(直営型)・区立子供園で口座振替をご利用の場合は、手続

きは必要ありません。

- ㊦ 保育料の口座引き落とし日及び支払い期限は、毎月月末です。ただし、月末が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。
- ㊦ 結婚や離婚等により保護者に変更があった場合等は、保育料を再計算しますので、保育課保育相談係までご連絡ください。保育料の変更は、翌月以降になります。

[7] 保育料（利用者負担額）の減額

家庭の経済的事情などにより、申請に基づき、保育料が減額される場合があります。保育園の利用決定後、保育料決定通知書に同封してお送りする「保育料（保護者負担金）減額基準表」をご覧ください。「保育料減額申請書」は保育課、または区のホームページからダウンロードできます。減額の適用は、申込の翌月からです。

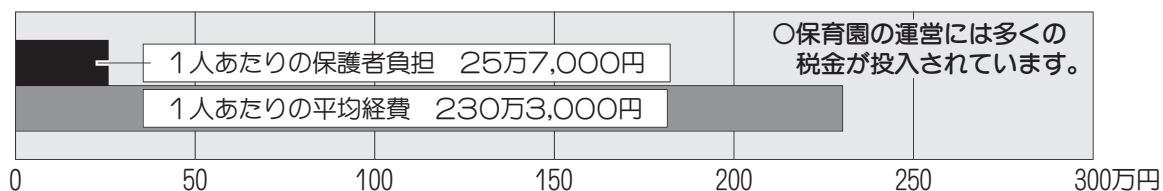
保育園運営事業経費

保育園の運営費は、保護者の皆さんに負担していただく保育料と国・都・区の負担金でまかなわれています。平成24年度では、区立保育園の運営費の総額は約101億3,319万円で、そのうち約88%が杉並区の負担、約11%が保護者の負担となっています。

財政環境が厳しさを増す中で、保育料は保育園運営のますます重要な財源となっています。定められた期限内の納付をお願いします。また、納付には便利な口座振替をご利用ください。

（『事業別行政コスト計算書 ～平成25年度～』より一部抜粋）

【園児1人にかかる年間経費と保護者負担】



[8] 保育料（保護者負担額）徴収基準表

【参考：平成26年度保育料（保護者負担額）徴収基準表】

階層	前年の世帯の所得税額等		保育料（月額）			月額延長保育料			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	被保護世帯		0円(0円)	0円(0円)	0円(0円)	0円	0円	0円	
B	住民税非課税世帯		0円(0円)	0円(0円)	0円(0円)				
C	1 2 3	A階層を除き 前年分所得税 非課税世帯	住民税均等割のみ	1,900円(950円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)	600円	600円	600円
			住民税所得割5,000円未満	2,400円(1,200円)	2,000円(1,000円)	2,000円(1,000円)			
			住民税所得割5,000円以上	3,100円(1,550円)	2,700円(1,350円)	2,600円(1,300円)			
D	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	A階層を除き 前年分所得税 課税世帯	所得税課税額 1,700円未満	6,700円(3,350円)	5,600円(2,800円)	5,600円(2,800円)	900円	900円	900円
			〃 1,700円以上 9,300円未満	8,300円(4,150円)	7,300円(3,650円)	7,200円(3,600円)			
			〃 9,300円 〃 16,700円 〃	9,400円(4,700円)	9,300円(4,650円)	9,200円(4,600円)			
			〃 16,700円 〃 33,300円 〃	15,400円(7,700円)	10,900円(5,450円)	10,800円(5,400円)	1,500円	1,300円	1,300円
			〃 33,300円 〃 50,000円 〃	19,100円(9,550円)	12,700円(6,350円)	12,600円(6,300円)	1,900円		
			〃 50,000円 〃 66,700円 〃	21,500円(10,750円)	14,300円(7,150円)	14,200円(7,100円)	2,100円		
			〃 66,700円 〃 83,300円 〃	23,600円(11,800円)	15,800円(7,900円)	15,700円(7,850円)	2,300円	1,500円	1,500円
			〃 83,300円 〃 102,500円 〃	25,500円(12,750円)	17,000円(8,500円)	16,900円(8,450円)	2,500円	1,700円	1,600円
			〃 102,500円 〃 135,900円 〃	27,500円(13,750円)	18,200円(9,100円)	18,000円(9,000円)	2,700円	1,800円	1,800円
			〃 135,900円 〃 169,200円 〃	29,200円(14,600円)	19,500円(9,750円)	18,100円(9,050円)	2,900円	1,900円	1,800円
			〃 169,200円 〃 202,500円 〃	31,000円(15,500円)	20,700円(10,350円)	18,200円(9,100円)	3,100円	2,000円	1,800円
			〃 202,500円 〃 235,900円 〃	32,500円(16,250円)	21,600円(10,800円)	18,400円(9,200円)	3,200円	2,100円	1,800円
			〃 235,900円 〃 269,200円 〃	34,200円(20,520円)	22,600円(13,560円)	18,600円(11,160円)	3,400円	2,200円	1,800円
			〃 269,200円 〃 302,500円 〃	35,700円(21,420円)	22,800円(13,680円)	18,800円(11,280円)	3,500円	2,200円	1,800円
			〃 302,500円 〃 335,900円 〃	37,200円(22,320円)	23,100円(13,860円)	19,100円(11,460円)	3,700円	2,300円	1,900円
			〃 335,900円 〃 369,200円 〃	38,500円(23,100円)	23,500円(14,100円)	19,400円(11,640円)	3,800円	2,300円	1,900円
			〃 369,200円 〃 402,500円 〃	40,000円(24,000円)	23,900円(14,340円)	19,800円(11,880円)	4,000円	2,300円	1,900円
			〃 402,500円 〃 569,200円 〃	43,400円(30,380円)	24,400円(17,080円)	20,200円(14,140円)	4,300円	2,400円	2,000円
			〃 569,200円 〃 735,900円 〃	48,900円(34,230円)	25,000円(17,500円)	20,700円(14,490円)	4,800円	2,500円	2,000円
			〃 735,900円 〃 902,500円 〃	53,700円(37,590円)	25,600円(17,920円)	21,200円(14,840円)	5,300円	2,500円	2,100円
			〃 902,500円 〃 1,200,000円 〃	57,500円(40,250円)	26,300円(18,410円)	21,800円(15,260円)	5,700円	2,600円	2,100円
			〃 1,200,000円 〃 1,600,000円 〃	61,000円(42,700円)	27,100円(18,970円)	22,600円(15,820円)	6,100円	2,700円	2,200円
			〃 1,600,000円 〃 2,000,000円 〃	64,600円(45,220円)	28,000円(19,600円)	23,500円(16,450円)	6,400円	2,800円	2,300円
			〃 2,000,000円以上	68,500円(47,950円)	29,000円(20,300円)	24,500円(17,150円)	6,800円	2,900円	2,400円

- 保育料は、前年の世帯の所得税額等に基づき、クラス年齢（歳児）で決定します。
- ()内は2人以上が認可保育園に入園している場合の2人目の保育料です。延長保育料は2人目以降のお子さんも同額です。
- 3人目以降は無料になります。ただし、延長保育料は除きます。なお、認可保育園に通っているお子さんが1人でも、同一世帯で同時に認可保育園、認証保育所、グループ保育室・区保育室、杉並区小規模保育所(東京スマート保育)、ベビーホテル(東京都等の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。)、幼稚園、認定子ども園、区立子供園、家庭福祉員のいずれかに月極めで預けているお子さんがいる場合で、これらのお子さんを年齢が高い順に数えて、3番目以降のお子さんが認可保育園に通園している場合は、そのお子さんの保育料は無料となります。※申請が必要です。
- 延長保育料は区立園（公設民営園を除く）の保育料です。私立保育園（公設民営園を含む）については、各保育園にご確認願います。

7 認定こども園

保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、保育・教育を一体的に実施する施設です。

■認定こども園（3歳以上から就学前）

認定こども園名	所在地・電話	保育時間	定員
こどもの木かげ 玉成幼稚園	松庵1-9-33 ☎3332-5954	7時30分～18時30分	3～5歳 36名 保育に欠ける子が対象
学校法人 聖心学園 認定こども園 聖心学園幼稚園*1	高円寺南2-32-30 ☎3312-5701	7時30分～18時30分	3～5歳 20名 保育に欠ける子が対象

※ 利用申込・問い合わせについては、直接上記施設までお願いします。

※1 平成27年4月以降、認定こども園としての募集を行いません。

8 地域型保育事業

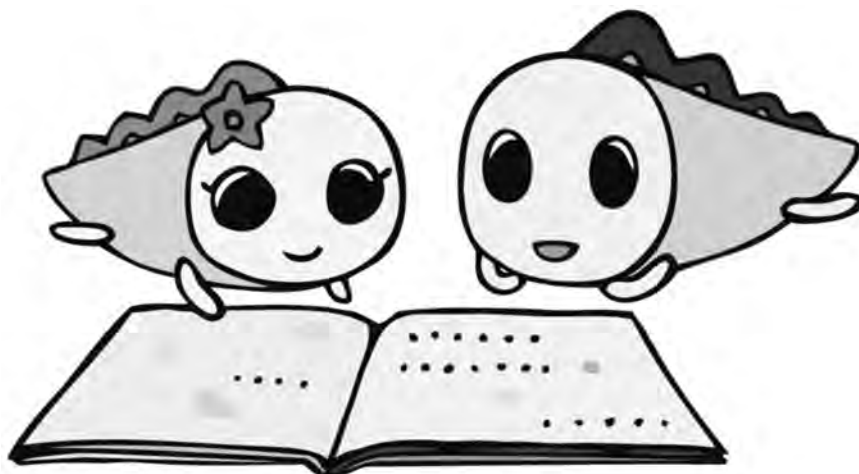
区が定める設置運営基準を満たした、定員6～19名の施設です。0歳～2歳児の児童をお預かりします。

■小規模保育所（東京スマート保育）

施設名（設置者名）	所在地・電話	開所時間	定員	利用料（参考）
こどもヶ丘保育園 成田西園 （株）チャイルドビジョン）	成田西3-19-6 菊地ビル 1F ☎6279-9218	7時30分～ 18時30分	19名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 72,500円
マグハウス西荻 （株）マグハウス）	西荻南2-8-16 マン・ド・エ テルナ 1階 ☎3352-2135	7時30分～ 19時00分	17名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 70,000円
ふたばクラブ浜田山保育園 （双葉教育株）	浜田山2-8-11 ☎5357-8622	7時30分～ 18時30分	19名	0歳児を週5日、1日9時間 月額 73,000円
ハーモニー・キッズ （株）ハーモニー・キッズ）	高井戸東2-29-13 ☎6762-9255	7時30分～ 18時30分	18名	0歳児を週5日、1日9時間 月額 72,500円

※ 保育料は、これまでは各施設が設定していましたが、新制度に移行後は、区が所得（区民税額ベース）に応じた「応能負担」の考え方に基づく保育料を新たに設定します。

実際の利用者負担額については、国が定める水準を上限に定めることとなっており、平成27年3月頃にお知らせする予定です。



9

その他の保育事業

[1] 区立子供園

「区立子供園」は、保護者の就労形態の有無にかかわらず幼児を受け入れ、教育及び保育を提供する区独自の幼保一体化施設です。

短時間保育（午前9時から午後2時までの保育）と長時間保育（保護者の就労等により午前7時30分から午後6時30分までの保育）があります。申込方法等は、子供園の「利用案内」をご覧ください。

（平成26年10月1日現在）

子供園名	住所・電話番号	保育種別	3 歳 児		4 歳 児		5 歳 児	
下 高 井 戸 ※1	下高井戸4-38-15 ☎3303-9485	短時間	1 学級	定員 9 名	1 学級	定員21名	1 学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		
堀 ノ 内	堀ノ内1-9-26 ☎3313-3437	短時間	1 学級	定員 9 名	1 学級	定員21名	1 学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		
高 円 寺 北	高円寺北2-14-13 杉並第四小学校内 ☎3330-0340	短時間	1 学級	定員 9 名	1 学級	定員21名	1 学級	定員21名
		長時間				定員14名		定員14名
成 田 西	成田西1-28-6 ☎3311-3876	短時間	1 学級	定員 9 名	1 学級	定員21名	1 学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		
高 井 戸 西 ※2	高井戸西3-15-4 ☎3332-9020	短時間	1 学級	定員 9 名	2 学級	定員50名	2 学級	定員50名
		長時間				定員14名		定員14名
西 荻 北 ※2	西荻北1-19-22 ☎3399-0848	短時間	1 学級	定員 9 名	2 学級	定員50名	2 学級	定員50名
		長時間				定員14名		定員14名

※1 下高井戸子供園は、園舎改築工事のため、平成28年4月から仮園舎に移転します。

※2 高井戸西と西荻北子供園は、平成27年度から3歳児保育を開始します。

※ 子供園は、給食がないため、お弁当を持参していただきます。なお、保護者の希望制になる搬入弁当の提供を週数日行っています。（高円寺北を除く。高井戸西・西荻北は平成27年度より試行予定）

[2] 杉並区保育室

保育所入所待機児童を解消するための緊急対策として、平成21年度から杉並区が整備している認可外の保育施設です。これまでに25カ所開設しています。

① 保育内容

●保育日・時間

- 保 育 日：日曜日、国民の祝日・休日、年末年始を除く毎日
- 保育時間：7時30分～18時30分までの保育を必要とする時間。延長保育はありません。

●保育料（月額）（平成26年10月1日現在）

【直営型】

住民税額等 歳児・保育時間		A・B階層 および 第3子以降	世帯住民税額（年税額）				
			4万円未満	4万円以上 25万円未満	25万円以上 60万円未満	60万円以上 95万円未満	95万円以上
0 歳 ～ 2 歳	8 時間まで	免除 (※1)	7,000円	12,000円	25,000円	41,000円	45,000円
	～9 時間まで		10,000円	15,000円	28,000円	44,000円	48,000円
	～10 時間まで		13,000円	18,000円	31,000円	47,000円	51,000円
	～11 時間まで		16,000円	21,000円	34,000円	50,000円	54,000円
3 歳 以上	8 時間まで	免除 (※1)	7,000円	11,000円	16,000円	19,000円	22,000円
	～9 時間まで		9,000円	13,000円	18,000円	21,000円	24,000円
	～10 時間まで		11,000円	15,000円	20,000円	23,000円	26,000円
	～11 時間まで		13,000円	17,000円	22,000円	25,000円	28,000円

※1 免除申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

※ 給食を実施しない保育室下高井戸は、この額から5,000円を引いた額になります。

※ 保育料の見直し等により、保育料が改定されることがあります。

【委託型】

区分	保育時間	8時間まで	8時間を超えて 9時間まで	9時間を超えて 10時間まで	10時間を超えて 11時間まで
0歳～2歳		45,000円	48,000円	51,000円	54,000円
3歳以上		25,000円	27,000円	29,000円	31,000円

※ 委託型については、世帯収入に応じて一部補助があります。詳細は、P.27をご参照ください。

※ 保育料の見直し等により、保育料が改定されることがあります。

② 対象児童

杉並区在住（住民基本台帳）で、保育の利用が必要なお子さんのうち、区内認可保育所に入所していない方。ただし、区外在住の方で、入所希望月の前月末までに杉並区へ転入予定があり、そのことが売買契約書や賃貸借契約書などで証明できる場合に限り、申込むことができます。杉並区へ直接お申込みください（郵送可。転入予定の証明書必須）。

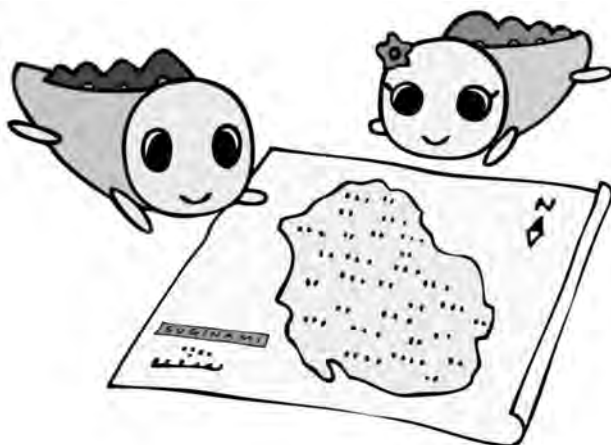
認可保育所の利用申込みをしていることが条件です。保育室のみの申込みはできません。また、入所月中に要件があることが条件です。将来に向けての在籍の確保はできません。

③ 入所の申込

保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。申込期間や有効期間は認可保育所に準じます。「支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書」の杉並区保育室の欄に記入して、お申込みください。

④ 申込み時点での注意事項

- 希望できる保育室は2か所までです。
- 認可保育園の利用調整会議後、内定に至らなかった方の中で、利用調整を行います（原則、認可保育園の基準に準じて行います）。
- 保育室に入所後も、認可保育園の申込み有効期間内は引き続き利用調整となります。認可保育園に内定した場合は、保育室は自動的に退所となります。認可保育園の内定を辞退した場合も、保育室に残ることはできませんので、希望する認可保育園の見直しをお願いします。また、保育室に入所したことで、認可保育園への入園を当面希望しない場合は、別途「保育園入園申込取下届」をご提出ください。
- 入所日は月の初日となります。月の途中での入所はできません。
- 杉並区保育室間の転室については、次の条件を満たす場合に限り、申込みができます。
 - ・ 現保育室入所以降に開設した保育室への転室を希望する場合
 - ・ 区内転居により、現保育室への通所が困難になった場合
 - ・ 兄弟姉妹が別々の保育室に通っている場合
- 育児休業の復職及び仕事の変更など家庭状況が変わった場合の手続きは、認可保育園と同じです。



㊦ 杉並区保育室一覧

形態	保育室名 (運営事業者)	住 所	定 員						備 考
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
直 営 型	堀ノ内	堀ノ内3-17-13 東京立正短期大学 旧研修センター内 ☎3313-7266	—	20	—	—	—	20	
	下高井戸※1	下高井戸4-38-15 区立下高井戸子 供園内 ☎3303-9522	—	15	—	—	—	15	給食なし 弁当持参
	荻窪	南荻窪2-28-13 荻窪会議室内 ☎5346-9151	—	15	—	—	—	15	
	清沓中通	清水2-17-11 清沓中通会議室内 ☎3301-9071	—	15	—	—	—	15	
	善福寺	善福寺1-11-11 ☎3301-0870	—	29	16 ※3		—	45	
	南阿佐ヶ谷	成田東5-41-7 杉並区職員会館内 ☎3220-1773	—	28	—	—	—	28	
	若杉	天沼3-15-20 ☎3391-6533	—	—	23	23	24	70	
	和泉北	和泉4-44-6 ☎3314-2266	—	—	20		—	20	
委 託 型	高円寺 (株ピノコーポレーション)	高円寺北2-1-24 Core高円寺ビル 1・2階 ☎5327-6721	13	26	13	—	—	52	9週目以上
	荻窪第二 (株小学館集英社プロダクション)	上荻1-22-16 アジールコート荻窪 1階 ☎5347-2169	6	24	—	—	—	30	9週目以上
	高井戸西 (株三恭)	高井戸西1-1-32 シャトレー高井戸 1・2階 ☎5941-9321	12	24	5 ※2	—	—	41	9週目以上
	今川北 (株小学館集英社プロダクション)	今川2-22-23 ☎5310-4021	10	20	—	—	—	30	9週目以上
	下井草南 (株ピノコーポレーション)	下井草3-3-21 サンライトマンシヨ ン1階 ☎5303-8622	8	16	—	—	—	24	9週目以上
	宮前北 (ライフサポート株)	宮前3-9-3 シャトー5 1階 ☎5344-9880	6	12	—	—	—	18	9週目以上
	荻窪第三 (ライフサポート株)	荻窪5-30-12 グローリアビル3階 ☎6383-5336	6	24	—	—	—	30	9週目以上
	荻窪第四 (株三恭)	荻窪5-26-9 シェモア荻窪参番館2 階 ☎6915-1880	6	12	12	21 ※3		51	9週目以上
	西荻窪 (株テノコーポレーション)	西荻北4-8-2 ベルハイム西荻窪Ⅲ 1階104 ☎5382-8777	—	6	6	6	12	30	
	南阿佐ヶ谷第二 (株三恭)	阿佐谷南3-7-3 阿佐ヶ谷進和ビル 1・2階 ☎6276-9080	6	10	10	4 ※3		30	9週目以上
	ほりまつ (ピーフェア株)	松ノ木3-3-4 旧堀ノ内松ノ木会議 室 ☎5929-7339	—	15	15	—	—	30	
	荻窪第五 (株ピノコーポレーション)	荻窪2-34-20 荻窪地域区民センタ ー1F展示室 ☎5347-2131	—	15	—	—	—	15	
	上井草西 (株プライムツーワン)	今川4-8-22 上井草会議室1F ☎3395-0595	—	16	—	—	—	16	
	下井草北 (株プライムツーワン)	下井草4-30-2 下井草区民事務所 ☎3399-8813	—	30	—	—	—	30	
	高井戸北 (株プライムツーワン)	高井戸西2-5-10 高井戸会議室1F ☎5370-5344	—	10	10	20 ※3		40	
	浜田山東 (株ピノコーポレーション)	浜田山4-15-12 ☎5305-5211	—	10	30		—	40	
和田南 (株ピノコーポレーション)	和田1-41-10 ☎5342-2667	—	24	—	—	—	24		

※1 保育室下高井戸は、平成27年度末で閉園となります。

※2 保育室高井戸西は3歳児クラスへの進級を希望される場合、再調整となります。改めて入所申込みが必要です。

※3 保育室善福寺、保育室荻窪第四、保育室南阿佐ヶ谷第二、保育室高井戸北は、3・4・5歳児クラスへの進級を希望される場合、再調整となります。毎年入所申込みが必要です。

※ クラス別の定員数は変更になる場合があります。

■お問い合わせ・申込みは、各保育施設へ

利用者と保育施設の直接契約になります。保育内容・保育時間・お子さんの体質などについて十分話し合ったうえで契約してください。

[3] 家庭福祉員(保育ママ)・家庭福祉員グループ

一定の資格を持ち、区長の認定を受けた方が、家庭的な雰囲気大切にしながら保育します。

■家庭福祉員(保育ママ)

(平成26年10月1日現在)

氏名	定員	電話	住所	最寄駅・バス停(概ねの徒歩時間)
村岡幸江	5人	5378-1207	高円寺南3丁目	JR 高円寺駅(4分)
小沢かおる	3人	3301-2498	上井草1-33-6 メゾン・ド・芝102	西武新宿線 井荻駅(3分)
竹澤春江	3人	5377-3632	和泉4-44-33 和泉サンハイツ104	丸ノ内線 方南町駅(5分)
高梨由紀枝	5人	6805-8310	下井草3-3-15 サンセール下井草103	荻窪駅より関東バス 日向橋 下車(1分)
藤枝みえ子	5人	3316-8507	和泉4-42-20	丸ノ内線 方南町駅(3分)
大木ひとみ	3人	3338-5505	阿佐谷北3-26-8	JR 阿佐ヶ谷駅(8分)
中田美香	5人	6762-1122	成田東2-9-6	関東バス 善福寺川緑地公園 下車(5分)
西澤カオル	5人	6913-5048	清水1-16-10 レジデンス荻窪102号	JR 荻窪駅(10分)
石川禎子	5人	5377-7451	高円寺南3-7-6	丸ノ内線 新高円寺駅(6分)
土屋直子	5人	6762-9050	今川4-13-17	荻窪駅より関東バス 井草八幡宮 下車(3分)
木村環	5人	5942-1231	浜田山1-21-12 ペルコーポ浜田山102	京王井の頭線 浜田山駅(5分)

■家庭福祉員グループ

(平成26年10月1日現在)

グループ名・氏名	定員	電話	住所	最寄駅・バス停(概ねの徒歩時間)
「もりのいえ」 上田佳奈	9人	5310-2601	桃井4-3-2 西荻地域区民センター1階	荻窪駅より関東バス 桃井4丁目 下車(1分)
「アレーズ」 今井七津子	6人	3337-4337	高円寺北2-14-2 マンションカメイア102	JR 高円寺駅(4分)
「小鳥の詩」 佐藤久仁子	9人	3315-1008	堀ノ内2-6-21 パークハイム杉並D103	丸ノ内線 方南町駅(4分)
「ビーカーぶう」 森田美智子	9人	3311-4141	和泉4-42-5 方南会館2階	丸ノ内線 方南町駅(5分)
「なないろ」 福地かおる	6人	090-1105-2890	下井草3-34-13 下井草グリーンハイツ101	西武新宿線 下井草駅(4分)

- 対象となる方
- ① 区内在住の方(杉並区外に転出すると、杉並区の家庭福祉員には預けられません)
 - ② 両親が就労しているなどの理由で、昼間お子さんを保育する方がいないこと
 - ③ 生後7週目以上3歳未満で、健康であること
 - ④ お子さんをお預かりする家庭福祉員と3親等以内の親族関係にないこと

保育する日 下記を除く毎日
日曜・祝日・年末年始・家庭福祉員の年次・夏季・慶弔休暇・家庭福祉員の研修日(年に数日あります)。

保育時間 原則として、午前8時30分～午後5時まで

保育料 基本料金(月額)月～金:8時間・21,000円、月～土:8時間・23,000円

その他に別途雑費が必要になります。

時間外料金(1時間につき)500円

保護者が毎日用意するもの ミルク・食事・おむつ・着替えなど月齢に応じたもの

[4] グループ保育室

杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営しています。杉並区在住の方には、グループ保育室保育料に対する補助制度があります。(平成26年10月1日現在)

保育室名	所在地・電話	定員 7週目～3歳未満	開所時間	保 育 料			
				8時間まで	～9時間まで	～10時間まで	～11時間まで
桃井グループ保育室 (保育室モモ)	桃井1-35-2 ☎3399-5188	21名	月～土曜日 7時30分～ 18時30分	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円
高円寺グループ保育室 (保育室ココボックル)	高円寺南2-32-5 ☎3316-5041	24名					

※保育料には、ミルク代・給食費・おやつ代を含みます。 ※契約した保育時間を超えた場合は、30分につき250円の延長保育料がかかります。

- 対象となる方……① 区内在住の方(杉並区外に転出すると、グループ保育室には預けられません)
② 両親が就労しているなどの理由で、昼間お子さんを保育する方がいないこと

[5] 認証保育所

東京都が定める設置運営基準を満たした施設です。産休明けから保育します。杉並区在住の方には、認証保育所保育料に対する補助制度があります。利用料のほかに入園料が必要となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

[A型] 産休明け～就学前の児童をお預かりします。

施設名(設置者名)	所在地・電話	定員	利用料(参考)	開所時間
ゆらりんMOMOの家保育園 (ライフサポート(株))	阿佐谷南3-1-21 徳和ビル 2階 ☎5335-5667	28名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 65,800円	7時30分～ 22時00分
ピノキオ幼児舎 荻窪園 (株ピノコポーレーション)	上荻1-18-7 オギヨンビル 1,2階 ☎3393-1988	34名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 56,000円	7時30分～ 20時30分
アスク 永福保育園 (株日本保育サービス)	永福1-39-24 水本ビル2階 ☎3327-1951	36名	0歳児を週5日、1日8時～18時 月額 70,000円	7時30分～ 22時00分
コンピプラザ 桃井保育園 (コンピウィズ(株))	桃井3-7-3 プロムナード荻窪 1階 ☎5311-3255	40名	0歳児を月160時間 月額 66,000円	7時30分～ 20時30分
にじいろ保育園 サクセス杉並 (株サクセスアカデミー)	上井草1-29-16 パレスアン ダンテ1階 ☎6666-9606	30名	0歳児を月160時間 月額 62,000円	7時00分～ 20時00分
ポピンス ナーサリースクール 阿佐ヶ谷 (株ポピンスコーポレーション)	阿佐谷北1-4-2 ☎5327-2108	35名	0歳児を週5日、1日8時～18時 月額 70,000円	7時30分～ 20時30分
にじいろ保育園 サクセス荻窪 (株サクセスアカデミー)	荻窪5-30-3 ☎5397-3974	30名	0歳児を月160時間 月額 62,000円	7時00分～ 20時00分
ココファン・ナーサリー 浜田山 (株学研ココファン・ナーサリー)	浜田山3-18-8 ケイワンビル 1階 ☎5305-6133	40名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 58,000円	7時00分～ 20時00分
チャイルドルーム・パピーナ久我山園 (株三荻)	久我山3-1-24 ☎5941-9022	45名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 62,000円	7時30分～ 20時30分
小学館アカデミー にしおぎ駅前保育園 (株小学館集英社プロダクション)	松庵3-35-15 ☎5336-7861	60名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 66,200円	7時30分～ 22時00分
ほっぺるランド 東高円寺 (株テノ・コーポレーション)	高円寺南1-4-41 ラグゼナ東高 円寺1階 ☎5305-4557	30名	0歳児を月160時間 月額 65,000円	7時30分～ 22時00分
京王キッズプラッツ 永福町 (株京王子育てサポート)	永福2-60-31 京王リトナード 永福町3階 ☎5376-1555	30名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 70,000円	7時30分～ 20時30分
マミーズエンジェル 高円寺駅前保育園 (株マミーズエンジェル)	高円寺北3-20-4 ☎3223-8882	40名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 64,000円	7時30分～ 22時00分
保育園 夢未来 井荻園 (株我喜大笑)	上井草1-23-15 シャルマン 井荻1階 ☎6913-8691	33名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 64,000円	7時30分～ 21時30分
ピノキオ幼児舎 新高円寺園 (株ピノコポーレーション)	梅里1-13-12 新高円寺第一生 命ビル1階 ☎5929-1522	28名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 56,000円	7時30分～ 20時30分
ピノキオ幼児舎 井草園 (株ピノコポーレーション)	井草3-17-14 サイレンスミ ヨシ202 ☎5303-2735	35名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 56,000円	7時30分～ 20時30分
荻窪コスモ保育園 (株コスモズ)	荻窪5-6-5 ガーデニア荻窪 1階 ☎03-3220-3535	40名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 59,400円	7時00分～ 20時00分
チャイルドルーム・パピーナ荻窪園 (株三荻)	天沼3-6-27 エフレール飯 田 ☎03-3391-0220	33名	0歳児を週5日、1日8時間 月額 64,000円	7時30分～ 20時30分

【B型】産休明け～3歳未満（※印の園は2歳未満）までのお子さんをお預かりします。

施設名（設置者名）	所在地・電話	定員	利用料（参考）	開所時間
マリア保育園 （高木成美）	高円寺北2-41-6 ☎3338-9634	29名	月額 60,000円 月～金曜日、8時～17時30分の保育料	7時30分～ 20時30分
梅里保育園 （株）うめさと会	梅里1-2-15 ☎3313-8401	24名	月額 55,000円 月～金曜日、8時～18時の保育料	
※ 保育室コアラハウス （古屋郁子）	天沼3-23-23 カーミリア荻 窪106号 ☎3398-0085	15名	月額 50,000円 月～金曜日、8時～17時30分の保育料	
※ こぶし保育室 （小田和弘美）	浜田山1-23-14 新美コーポ Ⅱ ☎3303-2295	11名	月額 48,000円 月～金曜日、8時～18時の保育料	

10 認証保育所等保育料補助制度

◆平成27年度から新制度開始に伴い、補助金補助制度の見直しを予定しています。内容が決まり次第、区ホームページ等でお知らせいたします。

（現行）

東京都認証保育所等へお子さんを預けている保護者の方の経済的負担を軽減するため、保護者の方が保育施設へ支払う保育料の補助を行っています。補助を受けるには「認証保育所等保育料補助金交付申請書」の提出が必要です。また、3人以上のお子さんを同時に認証保育所等に預けている世帯は、認証保育所等に通う第3子以降のお子さんの保育料を原則無料（上限あり）とする制度（※）があります。申請の方法についてのお問い合わせは、保育課管理係へ。

※第3子（以降）の認定については、条件があります。詳細は「平成25年認証保育所等保育料補助金のお知らせ」をご確認ください。

対象となる方 下記施設に月ぎめ保育契約により入所している、杉並区に住所を有する児童の保護者

- ① 東京都認証保育所（区内・区外は問いません）
- ② 杉並区グループ保育室および杉並区保育室（委託型）
- ③ 杉並区小規模保育所（東京スマート保育）
- ④ 認可外保育施設（上記①～③に該当しないもの。東京都などが定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている施設が対象です。また、認可保育園への入所申込みを行い、待機中であること（申込の有効期間中であること）が条件となります。詳細はお問い合わせください。）

※「月ぎめ保育契約」とは、月160時間以上の保育契約を締結している場合を指します。

※一時保育料は含みません。

●1か月あたりの補助金額（上限額）

平成26年度の場合 ※児童の年齢は、平成26年4月1日現在の満年齢です。

※住民税額は、平成26年度住民税額（年税額）の世帯合計です。

認証保育所

児童の年齢	住民税額 （年税額）	※A・B階層 および 第3子以降	4万円未満	4万円以上 25万円未満	25万円以上 60万円未満	60万円以上 95万円未満	95万円以上
	0歳～2歳		67,000円	57,000円	40,000円	26,000円	10,000円
3歳以上		62,000円	53,000円	42,000円	34,000円	31,000円	28,000円

区保育室（委託型）、グループ保育室

児童の年齢	住民税額 （年税額）	※A・B階層 および 第3子以降	4万円未満	4万円以上 25万円未満	25万円以上 60万円未満	60万円以上 95万円未満	95万円以上
	0歳～2歳		54,000円	38,000円	33,000円	20,000円	4,000円
3歳以上		31,000円	18,000円	14,000円	9,000円	6,000円	3,000円

杉並区小規模保育所（東京スマート保育）

住民税額 (年税額) 児童の年齢	※A・B階層 および 第3子以降	4万円未満	4万円以上 25万円未満	25万円以上 60万円未満	60万円以上 95万円未満	95万円以上
0歳～2歳	75,000円	65,000円	48,000円	34,000円	18,000円	0円

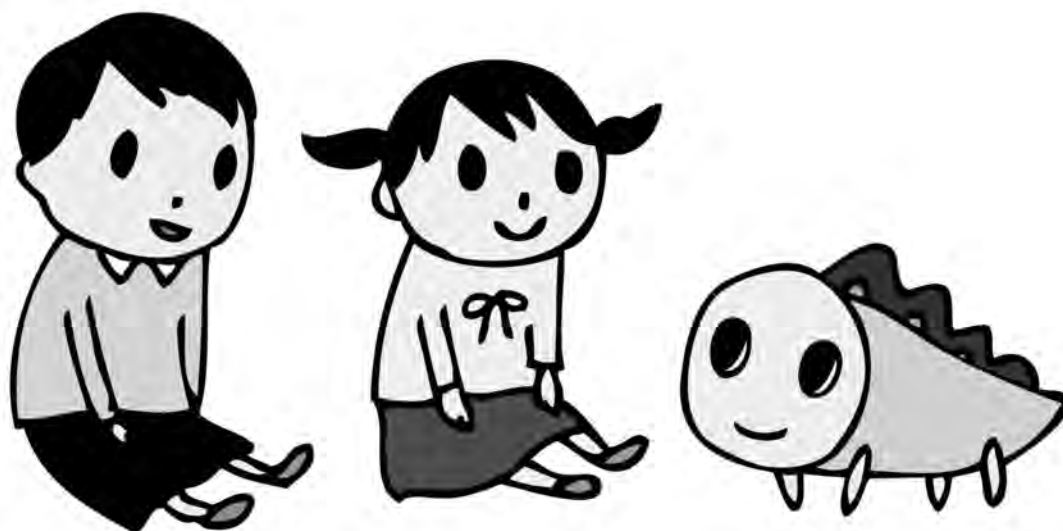
認可外保育施設（東京都等の認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を発行されていること）

住民税額 (年税額) 児童の年齢	※第3子以降	25万円未満	25万円以上 60万円未満	60万円以上 95万円未満	95万円以上
就学前まで	62,000円	20,000円	17,500円	10,000円	0円

※認可保育所、グループ保育室、認可外保育施設についてはA・B階層、もしくは「第3子」の認定申請の手続きが必要となります。また、区保育室（委託型）については免除申請等の手続きが必要となります。詳細は保育課にお問い合わせください。

- 〈A階層〉 生活保護世帯
 - 〈B階層〉 前年分の所得税非課税世帯で、
前年度分の住民税非課税世帯
- 認可保育所のA・B階層と同じ考え方です。

※第3子（以降）にあたるお子さんが認証保育所、グループ保育室、杉並区小規模保育所、認可外保育施設の場合は、上限額の範囲内で補助金をお支払いする形となります。区保育室（委託型）については、免除申請により免除（保育料を支払わない）となります。



11 Q & A (よくあるご質問)

Q 申込書は毎月出さなければいけませんか？

A 申込書は受付日から6か月間有効です(毎月提出する必要はありません)。有効期間内に希望施設に空きが出れば、自動的に利用調整対象になります。希望施設を変更する場合は、「希望施設変更届」を期日までにご提出ください。

Q 認可保育園の私立・公設民営・区立の違いは何ですか？

A 私立園は、社会福祉法人や民間事業所、個人が運営する保育園です。
公設民営は、建物自体は区立ですが、運営は民間事業所に委ねている園です。
区立園は区が設置し、区採用の保育士が保育をしています。希望する園はなるべく見学しましょう。

Q 保育施設の見学について教えてもらえますか？

A 各保育施設で随時受け付けしています。事前に希望する保育施設に連絡を入れ、予約をしてください。

Q 育児休業中でも申込みができますか？

A 申込みはできます。ただし、入所が決まった場合、入所月中に復職していただくことが条件です。勤務(予定)証明書の実績の欄には、産前休業に入る前の直近3か月の実績をご記入ください。

Q 申込みは早くしたほうが有利になりますか？

A 早くお申込みしていただいても有利にはなりません。入所利用調整は申込締切日までに申込みをした児童の指数の高い順に入所を決定します。

Q 各保育施設の空き状況が知りたいのですが？

A 窓口や区ホームページの「保育ほっとナビ」でお知らせしています。(認可保育園・区保育室・区立子供園：毎月末更新)

Q 書類の書き方が分かりません。どう書けばいいのですか？

A 記入例、または「保育ほっとナビ」を参照していただき、それでもわからないときは、保育課へお尋ねください。

Q 保育課以外でも申込みできますか？

A 福祉事務所での受付や郵送でも申込みできます。ただし、記入漏れや書類の不備をお伝えできない場合がありますので、できるだけ早い時期に保育課保育相談係へご相談ください。

Q 各園の倍率は？

A 窓口や区ホームページで4月入所の申込み者数をお知らせします。(平成27年1月中)

Q 区外の認可保育園も申込みできますか？

A 申込みできる場合があります。各自治体により、申込み締切日や提出書類が異なります。希望する保育園のある自治体に確認のうえ、早め(各自治体締切日の1週間前まで)にお申込みください。

●下記の福祉事務所でも申込書の提出ができます。

(追加書類の提出や郵送での申込みは直接、保育課保育相談係へご提出ください。)

杉並福祉事務所

【荻窪事務所】	荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪1階	☎ 3398-9104
【高円寺事務所】	高円寺南2-24-18	☎ 5306-2611
【高井戸事務所】	高井戸東3-26-10	☎ 3332-7221



杉並区では……

平成27年4月より区内5カ所の保健センター内に、保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談、情報提供を行う(仮称)子どもセンターがオープンします!!

●保育に関する情報は、区ホームページでも提供しています。

トップページにある『保育ホッとナビ』のバナーをクリックしてご覧ください。

URL : <http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/>

[guide.asp?n1=30&n2=400&n3=25](http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/guide.asp?n1=30&n2=400&n3=25)

